平成２３年（フ）第６０９２号
大阪市西区川口２丁目７－７　サントピア阿波座Ｂ棟405、開始決定時の住所大阪市福島区野田４丁目３番24号
破産者　山田　勝敏
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４９１号
大阪市阿倍野区松虫通３丁目１の８、開始決定時の住所大阪市阿倍野区長池町16番18号
破産者　岩本　　周
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４９２号
大阪市阿倍野区松虫通３丁目１の８、開始決定時の住所大阪市阿倍野区長池町16番18号
破産者　岩本ビューティーサロンこと　岩本　典子
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４９３号
大阪市鶴見区今津中３丁目２番30号
破産者　オカモトロックサービスこと　岡本　寛
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６１４号
大阪府池田市畑１丁目８番13号
破産者　荒木　雅男
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３８０号
大阪府吹田市南清和園町７番23号
破産者　西之原照美
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５９１号
大阪府吹田市泉町５丁目13番16号
破産者　鴉崎　月夫
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３６号
岡山県真庭市江川844番地10
破産者　岩元　太郎
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第４１３号
愛媛県松山市白水台１丁目８番地10
破産者　武田　佳子
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６７５号
神奈川県高座郡寒川町岡田７丁目１番18―301号
破産者　金子カツヨ
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７９８号
横浜市港北区大倉山５丁目39番７号
破産者　佐野　香代
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２００１号
横浜市中区赤門町１丁目２番地　萩赤門ビル603号室、開始決定時の住所横浜市中区若葉町３丁目41番地の２　コスモ伊勢佐木長者町403号室
破産者　田口　博幸
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２００２号
横浜市中区赤門町１丁目２番地　萩赤門ビル603号室、開始決定時の住所横浜市中区若葉町３丁目41番地の２　コスモ伊勢佐木長者町403号室
破産者　田口　光子
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４６６号
神奈川県大和市下鶴間1608番地１　コーポレート中央林間１―709号
破産者　青木　　裕
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３７号
富山市水橋畠等296番地137
破産者　坪井　　正
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２００号
鳥取県鳥取市吉成南町２丁目11番18号、旧住所鳥取県鳥取市吉方114番地　グランディールＳＴＫ103号
破産者　藤﨑　浩一
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６９１号
広島市西区中広町３丁目26番１号
破産者　津田　尚一（旧姓宋）
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部